（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第八条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の八中「、第二十条第一項及び第二十一条」を削り、「第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は」を「第二十条中「関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者」とあるのは「」に改め、「その他の参考人」を削る。

第八十五条の二第三項中「第二十条第一項、第二十一条」を「第二十条」に、「同項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は」を「同法第二十条中「関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者」とあるのは「」に改め、「その他の参考人」を削る。

（社会保険労務士法の一部改正）

第九条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の八第一項」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第四十七条の十」を「第四十七条の十一」に改める。

（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正）

第十一条　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「、第二十条第一項及び第二十一条」を削り、「第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」を「第二十条中「事業場」とあるのは「事業所」に、「第二十五条第一項」と読み替える」を「第二十三条」と読み替える」に改める。

（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十二条　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「新労働者派遣法第四十七条の五」を「労働者派遣法第四十七条の六」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十三条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「昭和三十五年法律第百二十三号）」の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
厚生労働大臣　根本　匠
国土交通大臣　石井　啓一

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十五号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「第五項及び第七項」を「第六項及び第八項」に改める。

第三十九条第三項中「第五項から第七項まで」を「第六項から第八項まで」に改める。

第四十一条中「、」は」の下に「、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充塡回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充塡されていないことを確認した場合を除き」を加える。

第四十二条の見出し中「説明」を「説明等」に改め、同条第一項中「請け負ったものを除く」の下に「。以下この項及び第九十二条第一項において「解体工事」という」を加え、「当該建設工事」を「当該解体工事」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特定解体工事元請業者は、当該交付をした書面の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

第四十二条に次の一項を加える。

3　特定解体工事発注者は、第一項の規定による書面の交付を受けたときは、当該書面を当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

第四十三条第一項中「書面」の下に「（第三項及び第百五条において「回収依頼書」という。）」を加え、同条第二項中「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第百五条」に改め、同条第三項中「書面」を「回収依頼書」に改める。

第四十五条第一項中「この条」の下に「、次条及び第百五条」を加え、同条第二項中「当該第一種フロン類引渡受託者」を「当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者」に、「交付する」を「送付する」に、「遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品廃棄等実施者」を「当該第一種フロン類引渡受託者」に、「送付しなければ」を「交付しなければ」に、「当該交付」を「当該送付」に改め、同条第三項中「第一項」を「前二項」に改め、「前項の規定による引取証明書の写しの」を削り、「それぞれ当該引取証明書又は当該引取証明書の写し」を「当該引取証明書」に、「当該引取証明書又は当該引取証明書の写しをそれぞれ」を「当該引取証明書を」に改め、「当該交付」の下に「又は送付」を加え、「又は当該送付を受けた日」を削り、同条第四項中「、第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第二項の規定による引取証明書の写しの」及び「若しくは引取証明書の写し」を削り、同条第五項中「引取証明書」の下に「の写し」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（第一種特定製品の引取り等）

第四十五条の二　第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け（以下「引取り等」という。）を行おうとする者（以下「第一種特定製品引取等実施者」という。）に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者（第一種フロン類充塡回収業者である者に限る。）に当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

2　第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付しなければならない。

3　第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。